

## 国民年金の任意加入制度

国民年金は20歳から60歳になるまでの40年間、年金保険料を納めた場合に満額の老齢基礎年金（令和7年度は年額83万1700円）を受給できます。

国民年金保険料を納められなかった期間や年金に加入していなかった期間があり、納付済期間が40年に満たない場合、その期間に応じて年金額が少なくなってしまうますが、60歳から65歳まで国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金を満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受け取るためには年金保険料の納付済期間や年金保険料の免除期間などが10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入をすることができます。

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も国民年金に任意加入することが可能です。

※国民年金の任意加入は、申し出のあった月からとなります。

※すでに老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている方や厚生年金保険に加入中の方は任意加入はできません。

問医療保険課 ☎20-3019

栃木年金事務所

☎0282-22-4131

## 軽自動車税の申告は3月中旬

軽自動車税は、毎年4月1日時点での所有者に1年分が課税されます（4月1日に車両を取得した場合でも1年分が課税されます）。

自動車税とは異なり月割課税ではありませんので、すでに車両を処分、譲渡した場合は、必ず3月中旬に申告してください。※納税通知書は5月中旬送付

**車種別の手続き先**  
①原動機付自転車（125cc以下のバイク、ミニカー、特定小型）、小型特殊自動車

▶**手続き先**：市民税課（2階）、田沼・葛生行政センター、各支所

②軽2輪および2輪の小型自動車（125ccを超えるバイク）

▶**手続き先**：関東運輸局栃木運輸支局 佐野自動車検査登録事務所（下羽田町2001-7）

☎050-5540-2020

③軽自動車

▶**手続き先**：軽自動車検査協会栃木事務所佐野支所（下羽田町2001-2）

☎050-3816-3108

問市民税課 ☎20-3007



## 高齢者福祉タクシー運賃助成利用者証などの交付

高齢者福祉タクシー運賃助成利用者証

▶**内容**：後期高齢者医療資格確認書または利用者証の提示で、通院、市内での買物、公共施設や金融機関の利用に係るタクシー料金の3割（最大1,500円）を助成

▶**対象**：①75歳以上の方  
②70歳以上74歳以下の方で、65歳以上のみの世帯の方

▶**申請に必要なもの**：保険証などの身分を証明できるもの

高齢者生活路線バス運賃助成利用者証

▶**内容**：後期高齢者医療資格確認書または利用者証の提示で、生活路線バスの普通運賃の支払いまたは1日乗車券の購入の1回につき150円を助成

▶**対象**：70歳以上の方

▶**申請に必要なもの**：保険証などの身分を証明できるもの

はり・きゅう・マッサージ券

▶**内容**：はり・きゅう・マッサージ（保険適用外）施術料金の一部助成  
※800円助成の券を年間6枚交付

▶**対象**：①70歳以上の方

②65歳以上で身体障害者手帳1・2級の方

③65歳以上で療育手帳A・A1・A2の方

④65歳以上で精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

▶**申請に必要なもの**：保険証などの身分を証明できるもの、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（所持者のみ）

申3/16(月)から直接いきいき高齢課（☎20-3021）、田沼・葛生行政センターまたは各支所

<p>永代供養墓</p> <p>合同墓 (1名様) <b>10万円</b></p>	<p>永代樹木葬</p> <p>合同墓 (1名様) <b>15万円</b></p>	<p>永代五輪供養塔</p> <p>1基 (2名様) <b>120万円</b></p>
<p>土・日・祝も ご見学開催中</p> <p>宗旨宗派不問 年間管理費不要 生前受付</p> <p>佐野大仏 観音寺</p> <p>mail: info@kuyounosato.com 〒327-0015 栃木県佐野市金井上町2237</p>		
<p>管理事務所/供養の郷</p> <p>東武佐野駅より徒歩8分 佐野駅より関東バス「佐野石除け大師」バス停下車すぐ</p> <p>☎ <b>0283-25-8535</b></p>		
<p>永代樹木葬なら ペットと一緒に 入れる区画がございます</p>		

## 引っ越し手続きはマイナポータルで

マイナンバーカードをお持ちの方は、転出届や転入予約をオンラインで行えます。窓口に行かず、24時間いつでも手続き可能。引っ越しシーズンに便利なサービスです。

### 転出の際の外出が不要に



原則、市役所窓口へ行く必要がありません。

### いつでも手続きが可能に



祝日や夜間でも時間を気にせず手続き可能です。

### 転入時の手続きもスムーズに



転入時に必要な手続きや持ち物が事前に確認できます。

🔍 引っ越し手続きオンラインサービス



### 佐野新都市行政サービスセンターもご利用ください

▶営業日：年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く日

※毎月第3土曜日に続く日曜日がシステムメンテナンスのため休業日となります（3、4月は、3月22日（日）、4月19日（日）が休業日）。

▶営業時間：10:00～20:00

▶場所：イオンモール佐野新都市専門店街2階

▶取扱業務：マイナンバーカードの申請受け付け・交付および電子証明書の更新、パスポートの交付、証明書発行・印鑑登録、住民異動届の受け付けなど

受付時間など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎佐野新都市行政サービスセンター

☎25-8852



### 臨時休日窓口を開設します

▶日時：3/29（日）、4/5（日）  
9:00～13:00

▶開設窓口：市民課（1階）

#### 3/29（日）、4/5（日）の取扱業務

- ・住民異動届（転出・転入・転居）の受け付け※住所異動に伴う手続きの一部（国保の加入など）は、お取り扱いできません。
  - ・戸籍届の受領
  - ・マイナンバーカードに関すること
- ※第4日曜窓口と取扱業務が異なり、証明書発行、印鑑登録などはお取り扱いできません（住所異動に伴うものを除く）。

#### 3/22（日）の第4日曜窓口の取扱業務

- ・証明書発行
  - ・印鑑登録
  - ・マイナンバーカードに関すること
- ※住所異動はお取り扱いできません。

#### ☎臨時休日窓口について

市民課 ☎20-3016

窓口開庁について

行政経営課

☎20-3005



### 住所変更の手続きはお済みですか

入学・就職・転勤などによる引っ越しで、住所を異動される方は、「正確な住所の届け出」が必要です。

#### ▶転入届、転居届：

住み始めてから14日以内に窓口に届け出をする必要があります。

#### ▶転出届：

転出予定のおおむね14日前から引っ越し当日までに届け出をしてください。※窓口での手続きのほか、郵送、マイナポータルでの手続きも可能です。

▶取扱窓口：市民課（1階）、佐野新都市行政サービスセンター（予約優先）、田沼・葛生行政センター、各支所

☎市民課 ☎20-3016

### 転居・転出予定の方のマイナンバーカード申請

申請してから交付まで1カ月程度かかるため、住所異動手続きが終わってからマイナンバーカード交付申請をお願いします。特に市外に転出される方は、佐野市を転出する前に交付申請すると、カードを受け取ることができませんので、ご注意ください。

☎市民課（マイナンバーカード専用）

☎85-7056

## 工業用ミシン 無料回収します！



ミシン本体は海外で再利用されます

モーター・足・天板は形を変えてリサイクル！

特殊ミシン・古いモデル・壊れていても・2階にあってOK!

安心の実店舗型リサイクルショップです

リサイクルマートMEGA ドン・キホーテ桐生店

店舗：桐生市永楽町 5-10  
本社：足利市葉鹿町 746-3

☎0277-43-7888



## 廃木材の処理お困りではありませんか？

木製パレット・建設廃材・間伐材・剪定枝などの受け入れ

(持込のみ)

### 泉工業(株) 佐野リサイクルセンター



栃木県佐野市仙波町1,630

☎0283-86-2244

<http://www.izumi-kogyo.co.jp>

廃棄物処理施設探

検隊動画

YouTubeで

公開中！

